

## 令和6年度 木曾谷及び木曾川森林計画区保護林モニタリング現地調査仕様書

令和6年度 木曾谷及び木曾川森林計画区保護林モニタリング現地調査はこの仕様書に基づき実施することとする。この仕様書に示されていない事項については、中部森林管理局の監督職員の指示によるものとする。

### 1 目的

国有林では、原生的な天然林並びに希少な動植物の生息及び生育地等を対象に保護林を設定している。近年、生物多様性の保全等森林に対する国民の期待や要請が多様化する中、保護林の設定を推進することとあわせ、設定後の保護林の状況を的確に把握し、現状に応じた保全及び管理を推進することが重要になってきている。

そのため、国有林野事業では保護林モニタリング現地調査(以下「モニタリング調査」という。)を実施しているところであり、本業務では、保護林の現状を的確に把握し、その設定目的に照らして保護林を評価することを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) モニタリング調査及び考察

別紙 1「調査項目一覧表」に示す保護林(以下、「調査対象保護林」という。)について、別途調査済みの過年度の調査結果を踏まえ、森林等に関する現地調査を実施する。あわせて資料調査及び担当官等への聞き取り調査を行い、各調査対象保護林について考察を行う。

具体的な調査内容は、別紙 1「調査項目一覧表」及び以下の各項によることとし、その手法は「保護林モニタリング調査マニュアル」、「保護林・緑の回廊モニタリング調査 手法・野帳様式集」(平成 29 年 3 月林野庁)(以下、「マニュアル」、「手法・野帳様式集」という。)によるものとする。

なお、保護林の設置状況等に応じて調査項目の追加又は修正を提案できるものとする。

上記の「マニュアル」及び「手法・野帳様式集」は林野庁ホームページに掲載されており、以下の URL でダウンロードすることができる。

[http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/sizen\\_kankyo/hogorin.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/hogorin.html)

#### ア 調査箇所

調査箇所は、別紙 1「調査項目一覧表」及び別紙 2「踏査ルート図面」のとおり。

#### イ 調査ルート情報(森林概況調査)又は調査プロット到達経路情報(森林詳細調査)

(ア) 詳細図及び概略図 の作成にあたっては、現在使用図面と現地との齟齬がある場合はその内容を記録し、目印となるものや杭の設置状況の写真を貼付するなどして、次回調査時に確実に現地到達することができるよう詳細に記載する。

(イ) 林道等の通行については、開通時期や冬季閉鎖、災害による交通遮断など、関係機関から十分な情報を取得し円滑な業務の遂行に努める。

#### ウ 森林概況調査

調査ルートを歩きながら植物種を記録し、過年度と比較する。

また、過年度報告書に載っている位置の写真の定点写真を撮影する。



(イ) 中間業務打ち合わせとして、現地調査に関わる業務打ち合わせを2回以上実施する。

(ウ) 報告書作成に関わる打ち合わせを2回以上実施する。

(エ) 保護管理委員会に関する事前打ち合わせ及び委員会への参加。

なお、(イ)、(ウ)、(エ)については、監督職員と日程を調整すること。

コ 過年度の調査が明らかに誤りである場合はデータの変更は行わず、解析結果に影響が大きく及ぼす場合は野帳及び報告書に誤りがある旨を記載する。

#### サ 資料調査

(ア) 調査位置図の背景図は国土地理院地図タイル(標準図)、林小班データは国土数値情報の国有林データを使用する。

(イ) 森林生態系多様性基礎調査の情報については、調査年月日、位置情報、プロットの写真、下層植生調査及び立木調査表のデータを入手しまとめる。

(ウ) 貸与する全過年度調査報告書の調査データを比較しやすいように整理する。

#### シ 各保護林のモニタリング結果の評価

(ア) 調査項目別の評価

調査項目別の評価は以下の3段階を基準とする。

○:前回と比較して大きな変化なし。または問題なし。

△:前回と比較して大きな変化または問題が確認された。

×:前回と比較して重大な変化または問題が確認され、対策の検討が必要である。

過年度調査と変化が見られない場合でも、問題があると判断された場合は、「△」または「×」の評価とする。保護対象種を設定している保護林では、保護対象種の状態を評価する個別項目を設ける。「△」及び「×」の判断基準は、保全対策の検討が必要か否かとする。

(イ) 保護林の総合評価

総合評価は保護林の設定目的に照らし合わせ、以下の3段階とする。

健全 :保護林の健全性が保たれていた。

要注意:一部で問題が確認され、継続的なモニタリングが必要である。

要対策:重大な変化または問題が確認され、対策の検討が必要である。

「要注意」及び「要対策」の評価基準は、保全対策の検討が必要か否かとする。調査項目別の氷菓において、一つでも「×」がある場合は「要対策」とする。調査項目別の評価で問題なしと判断された場合でも、保護林の設定目的に照らし合わせて問題があると判断した場合は、「要注意」または「要対策」の評価とし、評価内容の欄に評価に際しての根拠を記載する。

#### (2) 保護林管理委員会

中部森林管理局内に設定した保護林について、保護・管理に関する検討を行うため、学識経験者等で構成される「保護管理委員会」を開催しています。

ア 開催される保護林管理委員会に調査者として参加すること。また、調査結果の報告を行い、委員会から出された意見を踏まえ、報告書に取りまとめるものとする

イ 保護林管理委員会への報告資料については、開催日の 2 週間前までに中部森林管理局計画保全部計画課まで提出する。なお、開催日については、監督職員より連絡します。

ウ 報告の際には Microsoft 社 PowerPoint(アプリはサポート期間内であること)を使い、わかりやすい説明に努める。

### (3) 報告書の作成

上記の業務の内容をとりまとめ、調査報告書を作成する。また、報告書の表紙色等、監督職員と調整を図ること。具体的な内容は次の各号による。

#### ア 調査概要

調査目的、調査内容、調査地及び調査実施者。

#### イ 調査方法

森林詳細調査、森林概況調査、高山植生等調査、聞き取り調査及び資料調査。

#### ウ 調査結果

保護林概要、位置図、調査期間、位置情報、調査結果、プロットの定点写真及び別紙 1「調査項目一覧表」に示す全過年度調査結果データの経年変化のグラフ又は表。

#### エ 保護林管理委員会

保護林管理委員会が出された意見を取りまとめ記載する。

#### オ 今後の課題

今回の調査方法の改善点や調査結果から判明した問題点に対する対策等を記載する。

#### カ 各種調査野帳

森林詳細調査、森林概況調査、高山植生調査、資料調査及び聞き取り調査の該当様式。

### (4) 調査結果の概要版の作成

調査結果の HP での公表を目的とした、概要版を作成する。

## 3 業務実施期間

契約日の翌日(契約書では日付記入) ~ 令和 7 年 3 月 11 日

## 4 貸与品

発注者は受注者に以下の物品を貸与し、受注者は令和 7 年 3 月 11 日までに中部森林管理局計画課まで返却する。

過年度の報告書及び電子媒体

## 5 成果物の提出

### (1) 成果物の提出期限及び提出場所

受注者は、上記業務内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出する。

- ア 提出期限 令和7年3月10日
- イ 提出場所 中部森林管理局 計画課
- ウ 成果物

- (ア) 報告書 20部 カラーA4版左とじ、両面印刷とする。
- (イ) 電子ファイルを保存した電子媒体(CD又はDVD)2部

## (2) 電子ファイルの仕様

- ア Microsoft社 Windows10で表示可能なものとする。
- イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。なお、ファイル名の付け方については監督職員指示によるものとする。
  - (ア) 報告書:Microsoft社 word(アプリはサポート期間内であること)
  - (イ) 調査野帳:Microsoft社 excel(アプリはサポート期間内であること)
  - (ウ) 保護林管理委員会報告データ及び要約版:Microsoft社 PowerPoint(アプリはサポート期間内であること)
  - (エ) 画像:JPEG形式
- ウ 上記による仕様に加え、報告書データについてはPDFファイルを作成し、位置情報についてはシェープファイルを作成する。
- エ 電子媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認する。
- オ 格納電子媒体については、事業名称、完成年月、格納データの種別及び受注者名を印字する。

## (3) 留意事項

- ア 成果物納入後に受注者側の責めにより不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずる。
- イ 情報は適切に管理し、不正流出等があった場合は直ちに監督職員に連絡をとり、監督職員の指示に従い必要な対策を講ずる。
- ウ 業務に使用するパソコン、記録媒体等については、盗難、破壊、情報の流出等がないように受注者において厳重に管理し、コンピューターウイルスへの感染がないようウイルスチェックを導入する等の必要な措置を講ずる。

## 6 著作権等の扱い

- (1) 成果物に係る著作権は中部森林管理局に帰属し、受注者は中部森林管理局の承認を得ずに、業務の成果を他に公表し、貸与し又は使用してはならない。
- (2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作権等(以下、「既存著作権等」という。)は個々の著作権に帰属するものとする。
- (3) 成果物に既存著作権等がある著作物が含まれる場合には、受注者が該当著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7 その他

- (1) 本事業の実施にあたって関係法令等により申請等が必要になった場合は、受注者がその手続を行う。

- (2) 現地調査及び状況等の確認は、植生が確認できる期間内で実施すること。報告は「手法・野帳様式集」と同等の形式とすること。
- (3) 受注者は、調査着手段階及び報告書の取りまとめの段階において、作業方針等について監督職員と十分確認の上で実施するほか、監督職員の求めに応じて進捗について報告を行う。

別紙 1

調査項目一覧表

計画区	保護林名	面積	保護対象	プロット所在林小班	森林概況調査	森林詳細調査		資料調査
					「手法・野帳様式集」該当箇所 D 様式No.6~11	「手法・野帳様式集」該当箇所 E/G/M 様式No.11 13~21 32		「手法・野帳様式集」該当箇所 A/C/F/L/N/O/P 様式No.1 3 4 5 30 31 33 35 36
				プロット番号/林小班	ルート	プロット位置 プロット番号 標高/緯度/経度	数	過去の調査年度及び 生態系基礎調査の該当有無
（木曾谷森林管理区）	中央アルプス木曾駒ヶ岳森林生態系保護地域 (木曾森林管理署管内)	4140.2ha	—	①358は ③358は	プロットまでのルート	① 35° 46'41.92"N/137° 46'07.85"E ③ 35° 47'06.59"N/137° 47'14.04"E	2	H26,H21
	木曾生物群集保護林 (旧赤沢ヒノキ植物群落保護林、助六ヒノキ等植物群落保護林) (木曾森林管理署管内)	10392.19ha	—	①112い (旧赤沢②) ②2221い (旧助六②) ③2202ろ (旧助六①)	プロットまでのルート	① 35° 43'30.78"N/137° 36'52.00"E ② 35° 43'56.36"N/137° 29'06.71"E ③ 35° 43'37.84"N/137° 28'52.60"E	3	H26,H21 森林生態系基礎調査
	皆沢アカマツ等遺伝資源希少個体群保護林	9.62ha	アカマツ サワラ ウラジロモミ	①585い ②585ろ	プロットまでのルート	① 35° 57'33.39"N/137° 39'53.79"E ② 35° 57'34.46"N/137° 40'01.95"E	2	H26,H21
	寝覚の床サワラ遺伝資源希少個体群保護林	57.25ha	サワラ ヒノキ コメツガ	①22ろ ②21い	プロットまでのルート	① 35° 45'49.55"N/137° 41'57.79"E ② 35° 45'29.64"N/137° 41'52.12"E	2	H26,H21
	瀬戸川ヒノキ等希少個体群保護林	2.24ha	ヒノキ コウヤマキ サワラ	①2025は ③2025は	プロットまでのルート	① 35° 46'49.87"N/137° 33'49.50"E ③ 35° 46'51.86"N/137° 33'52.82"E	2	H26,H21
	台ヶ峰サワラ希少個体群保護林	7.2ha	サワラ	①261ち ②261い	プロットまでのルート	① 36° 48'02.20"N/137° 39'59.09"E ② 35° 48'07.75"N/137° 40'02.70"E	2	H26,H21
	鉢盛山コメツガ等遺伝資源希少個体群保護林	75.07ha	コメツガ トウヒ ダケカンバ	①1133ち ②1133ち	プロットまでのルート	①36° 04'31.18"N/137° 45'51.75"E ②36° 04'52.10"N/137° 45'38.70"E	2	H26,H21
	油木沢ヒノキ希少個体群保護林	48.8ha	ヒノキ サワラ ミズナラ	①872い ②873い	プロットまでのルート	①35° 52'38.59"N/137° 32'38.67"E ②35° 52'41.91"N/137° 32'14.48"E	2	H26,H21
	新高コメツガ等遺伝資源希少個体群保護林	51.13ha	コメツガ シラビン オオシラビン	①818い ②818い	プロットまでのルート	① 35° 55'04.80"N/137° 30'41.90"E ② 35° 55'03.55"N/137° 30'14.91"E	2	H26,H21
（南木曾谷森林支署区）	南木曾岳生物群集保護林	672.87ha	—	③424い ⑤427ろ	プロットまでのルート	③ 35° 36'25.85"N/137° 38'27.45"E ⑤ 35° 35'31.32"N/137° 38'36.90"E	2	H26,H21
	中央アルプス木曾駒ヶ岳森林生態系保護地域 (南木曾支署管内)	上記	—	④1412い ⑤1412い	プロットまでのルート	④35° 43'21.22"N/137° 48'17.93"E ⑤35° 43'05.93"N/137° 47'39.85"E	2	H26,H21
	賤母生物群集保護林 (南木曾支署管内)	上記	—	②702い	プロットまでのルート	② 35° 35'10.50"N/137° 34'30.75"E	1	R2, H26,H22,H21
（東濃川森林管理区）	恵那山生物群集保護林	492.21ha	—	④1020ろ ⑤1015に	プロットまでのルート	④ 35° 26'13.57"N/137° 36'25.03"E ⑤ 35° 26'30.01"N/137° 35'55.99"E	2	R2,H27,H22
	木曾生物群集保護林 (旧名古屋ヒノキ、サワラ10林木遺伝資源保存林) (東濃森林管理署管内)	上記	—	④88い (旧①) ⑤88い (旧②)	プロットまでのルート	④36° 43'15.66"N/137° 28'11.33"E ⑤36° 43'19.37"N/137° 28'15.58"E	2	H27,H22 森林生態系基礎調査
	賤母生物群集保護林 (東濃森林管理署管内)	上記	—	③699い	プロットまでのルート	③ 35° 35'03.69"N/137° 33'19.53"E	1	R2, H22
合計	11保護林						29	

※プロット番号は、過去の報告書に記載されるプロット番号と同期している。ただし、保護林の再編成(平成27年度~)により合併した保護林に関しては、一部プロットを若い番号から振っている。また、緯度、経度は世界測地系である。  
踏査ルートについては別紙2にて説明。

別紙2 踏査ルート図面

中央アルプス木曾駒ヶ岳森林生態系保護地域





## 別紙2 踏査ルート図面

中央アルプス木曾駒ヶ岳森林生態系保護地域

